

全国ぜんこく
しげかいじゅんぽう平成25年
(2013年) 11月25日 毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)第1887号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司
<http://www.si-gichokai.jp>

市議会旬報



【上】吉川貴盛・農林水産副大臣に対し要望
【下】磯崎仁彦・経済産業大臣政務官に対し要望



あいさつする森岡聰子・委員長



あいさつする森岡聰子・委員長

産業経済委員会（委員長＝
森岡聰子・笠岡市議会議長）
は11月7日、東京・全国都市
会館で第148回委員会を開
催した。

当日は経済産業施策に関す
る要望を決定した。要望は△
農業振興対策△林業振興対策

△水産業振興対策△農林水產
業共通対策△食の安全及び消
費者の信頼確保対策△TPP
等貿易交渉について△中小企
業振興対策等△資源・エネル
ギー対策△の8項目から構成

される。あわせて、11月6日
に開催された本会の第95回評
議員会で決定され、各委員会
へ付託された「東日本大震災
からの早期復旧・復興及び原
子力発電所災害に関する要
望」を協議し、原案のとおり
決定した。

会議終了後、決定した要望

要望とりまとめ運動 経産委

**自動車法人課税と
地方法人課税制**

検討会で報告書

政府の地方財政審議会の下

課税のあり方等に関する検討
会、「自動車関係税制のあり
方に関する検討会」が11月6
日、それぞれ報告書をまとめ
公表した。▼2・3面に概要

いる。地方法人特別税の抜本
的見直しに向け検討するととも
に、地域間の税源偏在の是
正に向け、課税のあり方等に
ついて幅広く検討してきた。

一方、自動車税制検討会は、地方法
人特別税等に関する暫定措置
法第1条、平成21年税制改正
附則第104条、税制抜本
改革法及び税制抜本改革法案
提出に伴う閣議決定（24年3
月30日）を踏まえ設置されて

25年度与党税制改正大綱で示
された自動車関係税制の見直
しを図るため、25年5月の設
置から10回にわたり専門的な
見地で検討を重ねてきた。

法人課税検討会では自治体
間の偏在是正を打ち出し、自
動車税制検討会では代替税源
の確保策を提案した。

社会保障の安定財源の確保等
を図る税制の抜本的な改革を
行うための消費税法の一部を
改正する等の法律を踏まえ、
改正する等の法律を踏まえ、

事項実現に向け、森岡・委員
長、阿部欽一郎・副委員長（石
巻市）、北詰勝之・副委員長
(西脇市)は実行運動班を編
成。吉川貴盛・農林水産副大
臣、磯崎仁彦・経済産業大臣
政務官、立岡恒良・経済産業
事務次官に相次いで面談し協
力を要請した。各委員も会議
終了後には地元選出の国会議
員を中心と要請した。

当日は農林水産省大臣官房
の山口英彰・予算課長から
「平成26年度農林水産予算の
概算要求について」、資源工
エネルギー庁省エネルギー・新
エネルギー部の高科淳・政策
課長から「省エネエネルギー・新
エネルギー関連施策の重点」
と題する説明を聴取した。

25年度限りで解散へ 公営交通会議長

全国公営交通事業都市議長
会（会長＝須見矩明・徳島市
議会議長）は11月8日に東
京・都市センターホテルで第
81回総会（臨時総会）を開催
した。

当日は同議長会の今後のあ
り方などを協議。同議長会で
は公営交通事業の民間委託な

どで、議長会加盟市数が減少。
脱退に伴い各市からの負担金
も減少し、会務の運営に困難
をきたしていた。このため、
総会では年度末である26年3
月末日をもって解散すること
を決定。今後、公営交通事業
に関する要望事項は本会の
地方財政委員会、建設運輸委
員会などへ対応を要請する。
同議長会決算は3月末日に会
長監査を行い、結果を各加盟
市へ送付。残額が生じた場合
は本会へ返還する。

政府の地方財政審議会(会長=神野直彦・東京大学名誉教授)の下に設置された「地方法人課税のあり方等に関する検討会」「自動車関係税制のあり方に関する検討会」が、11月6日、それぞれ報告書を公表した。

▼1面に経緯

法人大臣の報告書では、検討の前提は、現状を認識し課題を炙り出したらうえで、税源の偏在性▽是正方策と課税のあり方▽抜本的な見直し▽検討課題▽経過措置などを掲げた。

地方法人課税と自動車関係税制で検討会が報告書 地方税収適正化の方策を探る

税制抜本改革法に基づき来年から消費税と地方消費税の税率が引き上げられ、偏在性の小さい地方消費税が充実するよう見える。しかし実質的に交付団体では、社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の增收が、臨時財政対策債等の減少で相殺されると報告書は指摘する。不交付団体では、そのまま財源超過額の増となり、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合

検討会は偏在性の小さい安定した地方税体系構築に向け、「地方消費税の充実」か「消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化」あわせて「法人住民税法人税割の地方交付税原資化」を基本とする

法人住民税の法人税割

検討会は偏在性の小さい安定した地方税体系構築に向け、「地方消費税の充実」か「消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化」あわせて「法人住民税法人税割の地方交付税原資化」を基本とする

こととした。しかし実行へ移すには、地方税と地方交付税の関係だけでなく納税者である国民や法人との関わりが生じる。税制改正を実施する場合、社会保障財源として考慮されている▽消費税と地

地方法人課税の報告書

税制抜本改革法に基づき来年から消費税と地方消費税の税率が引き上げられ、偏在性の小さい地方消費税が充実するよう見える。しかし実質的に交付団体では、社会保障

が、交付団体と不交付団体との間で拡大するのではないかと報告書では懸念している。

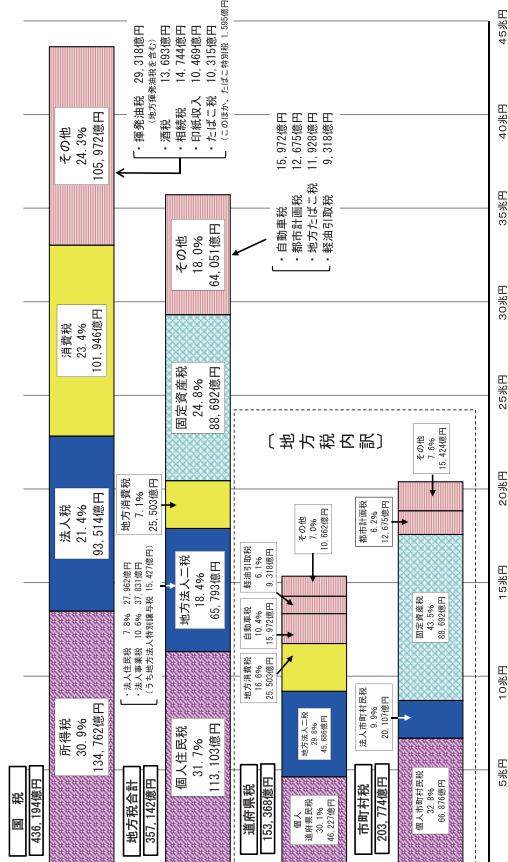
検討会では指摘や懸念する意見を踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度を白紙に戻し

て検討することとした。しかし同制度がない場合、地方消費税の引き上げで人口1あたり税収は格差が縮小しても不交付団体の財源超過額が拡大するため、同制度を単に廢止し法人事業税に復元できる状況ではないとしている。

方消費税のあり方▽法人実効税率のあり方などについて国民負担に配慮しつつ、関連する国と地方を通じた税制議論と一体となつた幅広い議論が必要であると説いている。

検討会では、税制抜本改革法第7条第5項の規定に基づき関係者の理解を得られる範囲内で、地方消費税の税率の一部について交付税原資化を図るべきとしている。同法同条同項の規定を踏まえ、地方法人特別税・譲与税制度の抜本的な見直しも進めなければならないとしている。

国税・地方税の税収内訳(平成23年度決算額)



(注) 1. 全例別の内訳を示す場合は該当する税額を括弧内に示す。 2. 国税と地方税合計を含む。 3. 地方税内訳は地方法人特別税除いた額。 4. 地方税内訳は地方法人別個別税除いた額。 5. 地方税内訳は地方法人特別税除いた額。 6. 地方税内訳は地方法人特別税除いた額。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行った結果、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長: 神野直彦・東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

【地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について】

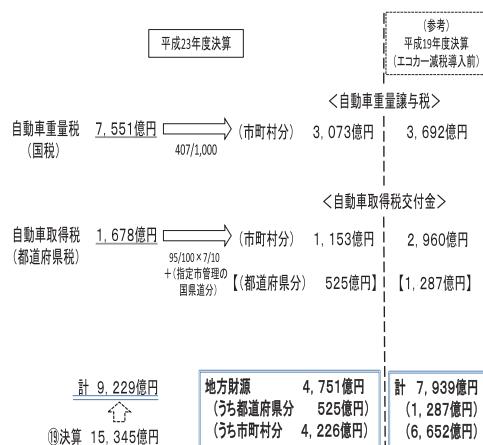
- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するため、「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるために引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・法人住民税法人税割→都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・法人事業税所得割→外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

【地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について】

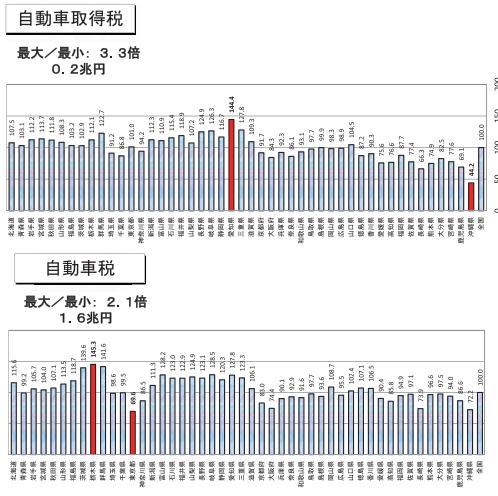
- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在は正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号の規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

自動車取得税・自動車重量税と地方財政

- 自動車重量税及び自動車取得税の收入のうち、半分強（5,000億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。



人口一人当たりの税収額の指標(平成23年度決算額)



*最大／最小は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った割合である。
(注1) 自動車税の平均税率は、超過課税分を除いた割である。
(注2) 自動車取扱税の税収額は、平成21年度改訂前の目的税分を含み、超過課税分を除いた額である。
(注3) 人口は、平成24年3月31日在住の住民基本台帳人口による。

自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書について（概要）

- 自動車関係税制の見直しに際し専門的な検討を行ったため、総務大臣からの要請に基づき設置された地方財政審議会の検討会（座長：神野直彦東京大学名誉教授）が、平成25年11月6日に報告書を取りまとめた。
- 報告書は、政府・与党における検討に資するよう、税収を確保しつつ、環境性能等に応じた課税・負担軽減の重点化を図る複数の選択肢を提示し、それらに対する評価を提示。

【環境性能等に応じた課税の制度設計に関する提案】

- 課税のタイミングについて案A～案Cの3例、課税の方法について案A～案Cの3例の選択肢を提示。
 - ①課税のタイミング
 - 案A：自動車登録期間全体
 - 案B：取得から最初の継続検査までの3年間
 - 案C：購入時に初年度特例課税（First Year Rate）を実施又は環境性能割を導入
 - ②課税の方法
 - 案1：現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準として課税
 - 案2：現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正して課税
 - 案3：燃費値及び取得価額（一定額の基礎的な控除を導入）をベースとして課税

【その他車体課税における課題（代替税源の確保等）への対応に関する提案】

- 自動車税における営自格差（現状3倍程度）の適正化
- グッド減税・バッド増税の考え方方に立った自動車税・軽自動車税重課の強化等
- 軽自動車税の負担水準の適正化等

【円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案】

- 8%段階ではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入等

平成25年11月

【税制抜本改革法第7条第5項】

口）税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を

講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。【同法同条同項イ】地方法人特別税及び地方法人特別譲り税について、税制の抜本的な改

自動車税制の報告書

環境性能に応じた自動車税と軽自動車税への課税について、報告書では△案A＝自動車登録期間全体▽案B＝購入時に初年度特例課税を実施または環境

親和性が高い一方、長期間にわたる課税期間となるため環境インセンティブが薄まきになると指摘。諸外国の例を挙げつつエコカーを普及させるには案Cが望ましいと位置付ける。案Cで課税する場合に

税の環境性能割として仕組む方法も考えられるが、課税団体のシステムを考慮した場合には環境性能割としたほうが負担は小さいとしている。

環境性能を示す指標を課税の仕組みに取り入れる方法として、CO₂排出量や燃費などを組み合わせる方法の2つを例示。2つの方法を用い案1

革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

車体課税のその他課題

税制抜本改革法第7条第1号

号力で、関連税制の見直しから代替財源を検討すること

されておりことから、自動車税の環境性能に応じた課税の仕組みに取り入れる方法として、CO₂排出量や燃費などを組み合わせる方法の2つを例示。2つの方法を用い案1

から案3を提示した。環境損傷負担金的性格を重視して仕組む場合には案1が相応しいが、同じ燃費であれば低価格

車の負担は重くなり、高級車にはインセンティブが働かない問題を指摘している。

と説いている。約3倍も開きがある自動車税を是正し、代替財源を確保すべきとした。軽自動車税についても価格面や車両重量などで小型車と大きな差異がなくなっていることから見直しを提言した。

【税制抜本改革法第7条第1号】

営自格差とは、営業用車と自家用車との間で負担する自動車税に大きな開きがある現状を指している。民間路線バス等の公共交通機関が果たしている役割を考慮する必要があるものの、「財産税としての性格」「環境損傷負担金的性格」も踏まえる必要がある

力】自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

全個室病室を実現する建築計画上の課題と解決手法①

課題①:

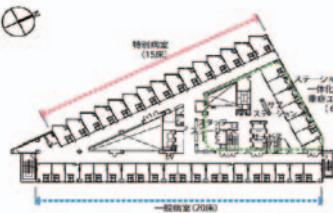
「患者の状態を把握するのが大変で、看護がしにくいのではないか…」

解法1):

三つのゾーンを形成、特に看護が必要な患者は重症ゾーンで重点看護

解法2):

三角形の平面形により動線を短縮

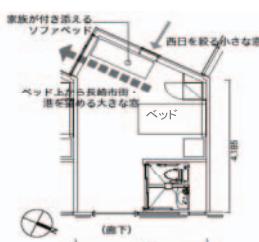


特別病室

□ 個室病室のメリット①

・重篤な状況においてこそ求められる、患者と家族との親密な空間を形成できる
(同室に他の患者がいると気を使つ)

・急性期リハビリの実施

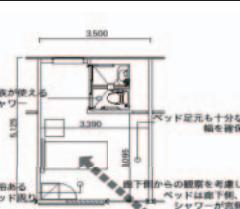


一般病室

□ 個室病室のメリット②

・必要な医療的処置を的確に提供できる

・急変時に病室内で迅速に処置を行える
(同室に他の患者がいること困難)



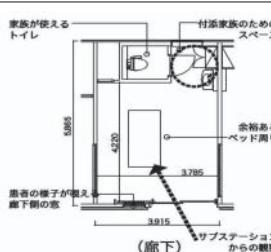
重症病室



重症病室

□ 個室病室のメリット③

・患者間の感染管理を確実に行える
・短い在院日数でもベッドコントロールが容易



社会環境の変化を見据えた病院建設と運営

Ⅱ 全室全個室の病院が意味するもの



全国自治体病院経営都市議会協議会（会長＝田中修一・町田市議会議長）が11月1日に主催した第9回地域医療政策セミナーの講演要旨を4・5面で紹介する。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部長崎県済生会・特別養護老人ホームなでしこ荘副施設長・岐阜市立病院院長顧問

長崎県済生会は新病院を建設し全室個室を実現するとともに、療養型の老人病院から急性期型の救急病院へと転換し、経営改善や医療提供体制の向上を図った。済生会病院の性質から、なかなか全室個室に対する理解が得られず、新病院建設には多くの困難が伴つたが、新病院を建設してから患者数も増え収益も大幅に上がり、市民から頼られる病院へと変貌を遂げている。

済生会病院は全ての取り扱い患者のうち、無料または診療費の10%以上減免措置を受ける患者が10%以上でならな

ければならない。全室個室化で營利を追求する病院にならないかと懸念する声が多く聞かれたそうだが、個室利用であっても低所得者への減免措置を継続し、済生会病院の使命を果たしている。

新病院の建設計画には▽場所性と環境▽技術力・人材確保▽社会環境の変化▽地域貢献／文化度ーの4つの視点から取り組んだ。全ての視点に共通するキーワードに「全個室病院」を据えており、「場所性と環境」では都会での富裕層向けと異なり地方だからこそスタンダードとして実現

できる「全個室病院」を目指した。「社会環境の変化」にはオーダーメードの時代に相応しく、患者が求める医療をスタンダードとして提供するための「全個室病院」とした。

個室化の意義はベッドコントロールがし易い、感染防止に有利、患者急変時に対応がし易いなど。公的病院では全国初で「個室＝高額」ではなく超急性期病院としての「全個室病院」を完成させるため、建築計画上でも各種の工夫を凝らした。患者の状態を把握し易く適切な看護を提供するため、3つのゾーンを形成し

特に看護が必要な患者を重症ゾーンで重点看護するようにした。病棟を三角形の平面形にして動線の短縮も図ったほか、開口部を小さくし日射負荷の軽減を図るなど患者への配慮も凝らした。建設用地は狭く変形の敷地だが、敷地に応じた平面形状の採用などを通じ解決を図った。家族が使えるソファベッドやシャワーなどを病室に設置し、利便性の向上も図っている。旧病院時代の平成18年には205億円だった医療収益が、新病院になってからの23年には50億円となっている。



高知大学医学部
家庭医療学講座教授
阿波谷敏英 氏

医師数は過去から増え続けているものの、地域では医師不足が叫ばれている。全体としての医師数は増えているものの全国的に県庁市周辺へ集中しやすい傾向にあり、医師の高齢化も進捗している。從来であれば大学を中心とした医師の循環機能が發揮されていましたが、臨床研修制度の導入により大学を中心とした医師循環システムは瓦解した。荒木氏は地域医療の現状を「ウルトラマン型」「アンパンマン型」に分類し解説した。

「地域医療の崩壊」という言葉が、そもそも本当に地域のことを考える医療者を養成してきたのかと荒木氏は問題提起した。若い医師の地方離れ起きた。若く医局による医師派遣が進み、医局による医師派遣システムは瓦解したが、だからといって「元に戻せ」という議論は疑問だと荒木氏は言う。従来の医局による医師派遣システムは「ウルトラマン型」の地域医療だと荒木氏は指摘する。遠い星から1人でやってきて一定期間の任務を終えたのち、医局という名の

遠い星へと帰っていく行動様式では、地域のことを考える医療者が育たないと荒木氏は説く。地域医療で本当に必要な医師は圧倒的な技術を持つたウルトラマンではなく、地域住民と等身大な存在のアンパンマンではないかと提起する。基本的にウルトラマンは増えたためしがなく、登場する機会も怪獣が現れたときだけ。「アンパンマン型」の地

域医療なら常に身近な存在となる機会も怪獣が現れたときだけ。「アンパンマン型」の地医療機関へ学生を実習に出し現場で学ばせているほか、高知市が保有する「土佐山へき地診療所」の指定管理者となり、地域医療の実地訓練を積ませている。高知大学のカリキュラムに組み込まれている「家庭医道場」では県内周辺部の自治体と連携。「地域に

赴き、地域の人々と接し、地域を知ることを目的とし、家庭医として必要なコミュニケーション技術、診療技術、医学知識を学ばせている。学生に実施したアンケートでは「『医師がただ居てくれるだけ安心する』という言葉に驚いた」「診療だけが医師、看護師の仕事ではないことがわかった」「マスクミ報道でのマイナスイメージがあつたが、地域医療の良いところがたくさん経験できた」と好評で学生の中から将来、地域医療の担い手に名乗りを上げる人物が生まれることだろう。

今日のお話

- 自己紹介
- いわゆる地域医療崩壊
- 地域医療を支える医療人の養成
- 地域医療と自治体病院
- 点から面へ 制度から文化へ

医師数は増えているけど・・



「ウルトラマン」型 地域医療

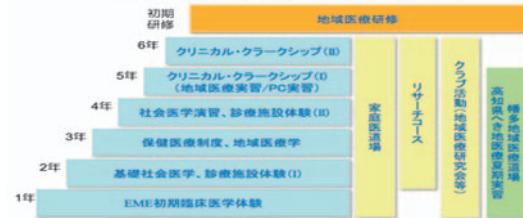
- ・ウルトラマン一人が圧倒的に力がある
- ・科学特捜隊とは話をしない
- ・任期は一年
- ・M78星雲二医局
- ・燃え尽きて帰っていく
- ・なんとなく悲壮感がある

「アンパンマン」型 地域医療

- ・地域住民と等身大
- ・平和なときも、その辺をウロウロしている
- ・大技がないが環境にもやさしい
- ・強力なバックアップニジャムおじさん
- ・苦楽を共にするスタッフニ食パンマン、カレーパンマン、メロンパンナちゃん、天丼マン、・・・



高知大学の地域医療教育



現時点での平成26年8月までにかけた本会主要会議開催予定を掲載する。下掲の予定表では、各委員会や各協議会の開催予定を除いている。この予定表は、あくまでも現時点でのものなので、日時の固定されたもので、日時の固まっていない会議、会場の確定していない会議がある点にも留意されたい。個々の関係者には別途、必要に応じ開催案内を送付するほか、日時や会場に変更が生じた場合にも案内を送付する。第61回事務局職員研修会や第9回研究フォーラムin岡山などの募集要項についても、来るべき時期に本会から案内する。

本会の主要会議日程について

本会主要会議開催予定

月 日	時 間	会議・行事名	場 所
12月 5日 (木)	10:00	第4回議会のあり方研究会	
平成26年 1月 20日 (月)	15:00	第5回議会のあり方研究会	
1月 23日 (木)	15:30	正副会長会議(～24日)	松山市
1月 30日 (木) ～31日 (金)	13:30 10:00	第61回全国市議会事務局職員研修会	砂防会館(予定)
2月 4日 (火)	11:00 13:00 15:30	平成25年度第3回理事会 第107回代議員会 相談役会議	都市センター7F「706」 都市センター3F「コスモス」 全国都市会館3F「第2会議室」
2月 5日 (水)	10:00 11:30 14:00	第198回部会長会議 第194回理事会 第96回評議員会	全国都市会館(予定) 全国都市会館(予定) 都市センター3F「コスモス」
2月 7日 (金)		北方領土返還要求全国大会	日比谷公会堂
4月中	15:30	正副会長会議	甲府市
5月 27日 (火)	11:00 13:30	第199回部会長会議 第195回理事会	全国都市会館(予定) 全国都市会館(予定)
5月 28日 (水)	10:30	第90回定期総会	日比谷公会堂
総会翌日又は翌々日	午前中	天皇陛下挨拶(調整中)	
5月 29日 (木)	時間未定 時間未定	平成26年度第1回理事会 第108回代議員会	都市センター7F「706」 都市センター3F「コスモス」
8月 6日 (水) ～7日 (木)		第9回研究フォーラムin岡山	岡山市:岡山シノフオニーホール

議会人事

▼阪南
▼箕面
内海辰郷(10・9)

見本栄次(10・8)

森厚夫(10・18)

鵜瀬和博(8・8)

▼箕面
美濃加茂(10・18)

中井博幸(10・15)

▼長岡京
福島和人(10・22)

渡邊益己(10・18)

▼長岡京

福島和人(10・22)

▼川西

福田秀章(10・23)

▼三田

北上哲仁(10・24)

▼山陽小野田

周防清二(10・24)

▼大仙

三浦英統(10・24)

▼草津

藤井三恵子(10・24)

鵜瀬和博(8・8)

▼議長

町田正一(8・8)

▼草津

▼大仙

▼柏原

▼奥山

▼橋村

▼向井敏憲(10・4)

▼吉田進(10・24)

▼新井貞夫(10・23)

▼河並義一(10・22)

▼東近江

森厚夫(10・18)

▼佐賀

▼倉吉

▼葦崎

▼草加

▼大洲

▼柏原

▼大仙

▼草津

▼総社

▼大島

▼草加

▼三田

▼川西

▼長岡京

▼山陽小野田

▼北上哲仁(10・24)

▼周防清二(10・24)

▼大田

▼西野賢一(10・24)

▼中谷嘉徳(10・25)

▼平原嘉徳(10・25)

▼大塚

▼西野賢一(10・24)

▼中谷嘉徳(10・25)

▼大塚

▼西野賢一(10・24)

▼中谷嘉徳(10・25)

鵜瀬和博(8・8)

▼堺岐
▼議長
町田正一(8・8)

▼長岡京
富岡浩史(10・22)

▼三田
美藤和広(10・22)

▼河並義一(10・22)

▼東近江
河並義一(10・22)

▼阪南
森厚夫(10・18)

▼佐賀
豊岡千代子(10・4)

▼倉吉
安藤重夫(10・4)

▼葦崎
櫻井英一(10・4)

▼草加
豊岡千代子(10・4)

▼大洲
大塚

▼堺岐
大塚

▼中谷嘉徳(10・25)

鵜瀬和博(8・8)

▼堺岐
▼議長
町田正一(8・8)

▼長岡京
富岡浩史(10・22)

▼三田
美藤和広(10・22)

▼河並義一(10・22)

▼東近江
河並義一(10・22)

▼阪南
森厚夫(10・18)

▼佐賀
豊岡千代子(10・4)

▼倉吉
安藤重夫(10・4)

▼葦崎
櫻井英一(10・4)

▼草加
豊岡千代子(10・4)

▼大洲
大塚

▼堺岐
大塚

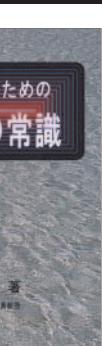
▼中谷嘉徳(10・25)

▼大塚
大塚

▼堺岐
大塚

▼中谷嘉徳(10・25)

鵜瀬和博(8・8)

議会人ハンドBOOKシリーズ**月刊「地方議会人」別冊****本会が共同編集****市町村議員のための
議会人の常識**

市町村アカデミー客員教授
大塚 康男 著



議員活動に
ぜひお役立てください

体裁 A4判 68頁
定価 730円(送料・税込)
年間購読料 8,760円

月刊「地方議会人」

市町村議会議員のための情報誌・研修誌

**市町村議員のための
わかりやすい地方債****市町村議員のための
わかりやすい地方交付税****市町村議員のための
わかりやすい地方税**

A5判 前 総務省自治財政局地方債課長 満田 誉 著

96頁 定価735円(税込)+送料

A5判 96頁 定価735円(税込)+送料

A5判 100頁 定価735円(税込)+送料

ご注文・問い合わせは
直接TEL 03-3264-2520 又はFAX 03-3264-2867
URL http://www2.odn.ne.jp/choubunkasha/

株式会社
中央文化社